

Q.1

相談したいことが複雑で、電話ではなかなか説明できません。そちらに伺って相談してもよいですか。

A.1

もちろん、来所での相談も受け付けています。富山駅北口から歩いて約5分のところにインテックビル（タワー111）があり、そのビルの4階にある「（公財）とやま国際センター」内に「富山県外国人ワンストップ相談センター」があります。月曜日～金曜日 8:30～17:15 まで相談を受け付けていますので、お気軽にお越しください。

Q.2

メールで相談することはできますか。

A.2

申し訳ありません。メールでの相談は受け付けていません。センターに来ていただくか電話で相談を受け付けています。

Q.3

学校に行って先生とお話しするときに、通訳をしてもらうことができますか。

A.3

当センターでは、電話での通訳を行うことが可能です。この場合は、学校に行って先生とお話しする時に、電話を通して通訳をします。その他、学校以外の場所から、学校に連絡を取りたい時は、3人が同時に通話できるトリオフォンを使うことができます。その場合は、076-441-5654 におかけください。

※トリオフォンの使い方

- (1)固定電話や携帯電話からトリオフォン専用電話（076-441-5654）へ電話します。
- (2)センター相談員が電話にでたら、話したい相手、内容を伝え、そのまま待ちます。
- (3)センター相談員が、話したい相手に電話をします。その後、3人で同時通話ができます。

※トリオフォンをお使いの際は、ホームページの「言語別相談日程」で相談員が対応可能な時間を確認してください。

Q.4

市役所に母国で発行された出生証明書を提出しなければいけないのですが、日本語の翻訳が必要です。願いますことはできますか。

A.4

当センターでは翻訳業務を行っていません。ただし、（公財）とやま国際センターでは通訳・翻訳していただける方々を紹介する「国際交流人材バンク」があります。（公財）とやま国際センターで申し込みをしていただくことで、翻訳をしていただける方を紹介することが

できます。なお、報酬・料金については、依頼者と人材バンク登録者で直接交渉していただくこととなります。

Q.5

富山県で日本語を学びたいのですが、高額な費用を支払うことはできません。どうしたらよいですか。

A.5

富山県内には、日本語学校の他に、ボランティア団体・NPO法人などが運営している日本語教室が各地域にあります。費用は、それぞれ違いますが、教材代のみで大丈夫という教室もあります。都合の良い時間、住んでいる地域など考慮しながら、ご紹介いたします。

Q.6

無料で相談できる弁護士を探しています。どこに連絡したらよいですか。

A.6

弁護士に相談したいけれども費用が気になるという場合には、法テラス（日本司法支援センター）を利用することができます。多言語対応もしていて、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、タガログ語については、通訳ができるオペレーターが弁護士に繋いでくれます。ただし、収入の多い方は利用できませんので、詳しくはご相談ください。

Q.7

人文知識の在留資格を持っています。母国の母が病気なので6か月程度帰国して母の介護をしたいと考えています。再入国申請を提出する必要はありますか。

A.7

出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得が不要となっています。ご相談者様の場合は、再入国申請の提出は不要となります（みなし再入国）。ただし在留資格（例えば、観光などの短期滞在ビザなど）によっては、許可にならない場合や逆に2年間認められる場合もありますので、ご自身の在留資格を確認のうえ、出入国在留管理局富山出張所にお問い合わせすることをお勧めします。

Q.8

2週間後に帰国する予定です。年金脱退一時金を受け取りたいと思っているのですが、どこへ行って、どのような手続きをすればよいか教えてください。

A.8

脱退一時金を受け取るためには、①年金事務所、②市役所・町村役場、③税務署の3カ所の機関を訪れる必要があります。

まず、必要書類を整えて年金事務所に提出します。必要書類はインターネットで検索でき 15 カ国語に翻訳されています注 1。

次に、脱退一時金を受け取る時は、日本国内に住所を有していないことが条件になりますので、市役所に行って転出の手続きを行う必要があります。

また、脱退一時金には約 20%の税金がかかりますが、帰国前に税務署に「退職所得の選択課税による還付のための申告書」を提出し、日本人の管理人を設定することで税金が還付される仕組みがあります。

やはり、早めに準備することをお勧めします。

注1) <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todoke/kyotsu/20150406.html>

日本年金機構ホームページ（脱退一時金に関する手続きをおこなうとき）

Q.9

一週間ほど入院して医療費を支払ったが、とても高額となってしまいました。何か支援制度などはありますか。

A.9

支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される高額医療費支給制度があります。手続きは原則、加入している公的医療保険に対して支払い後に行い、自己負担限度額の超過分について払い戻しを受けることとなります。ただし、高額な医療費が見込まれる場合には事前に申請することで、窓口での支払いを自己負担限度額まで済ませることもできます。詳しくは、ご自身が加入されている公的医療保険組合等にお問い合わせいただくこととなります。